

議案第50号

三田市放課後児童クラブ条例の制定について

三田市放課後児童クラブ条例を次のとおり定める。

平成23年8月30日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市放課後児童クラブ条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、三田市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

(実施場所等)

第2条 児童クラブは、次条に規定する事業を別表に掲げる本市（以下「市」という。）の小学校において実施するものとし、その名称は、入所の状況に応じて規則で定めるものとする。

(事業)

第3条 児童クラブは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びを通じた生活指導に関すること。
- (2) 日常の自主学習に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童の健全育成を図るため市長が必要と認める事業

(定員)

第4条 児童クラブの定員は、1児童クラブにつき30人以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入所資格)

第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内の小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる学校の第1学年から第3学年までに在学していること。
- (2) 保護者が就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日までの間で、4日以上放課後に家庭や地域社会において適切な育成を受けることができないこと。
- (3) 保護者の責任において、自主的な登下校が可能であり、児童クラブにおける集団での保育が可能であること。

2 市長は、前項に定める児童のほか、同項各号のいずれにも該当する第4学年の児童で、次の各号のいずれかに該当する者については、児童クラブに入所させることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けている者

3 前2項の要件に該当する児童が在籍する小学校に児童クラブが設置されていない場合は、市の送迎車を利用して近隣の児童クラブへ通所することができる。

（入所申請等）

第6条 児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、規則で定めるところにより市長に入所の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（入所の許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可を取り消し、又は入所を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 児童が第5条に規定する入所資格を喪失したとき。

(3) 次条に規定する育成料を滞納したとき。

(4) 虚偽その他不正の行為により、入所の決定を受けたとき。

(5) 前条第2項の規定に基づく入所の許可に係る条件に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が児童クラブの管理運営上支障があると認めるとき。

（育成料）

第8条 入所の許可を受けた児童の保護者は、育成料を納付しなければならない。

2 前項に規定する育成料は、児童1人につき月額8,000円とする。ただし、時間延長を利用する場合は、児童1人につき月額2,500円を加算する。

（育成料の減免）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する育成料を減額し、又

は免除することができる。

(育成料の還付)

第10条 既納の育成料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定を適用する場合において、この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間については、同条中「第6条の3第2項」とあるのは、「第6条の2第2項」と読み替えるものとする。

3 この条例の施行の日前に別に定めるところによりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に別に定めるところによりなしている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、この条例の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

小学校の名称	所在地
三輪小学校	三田市三輪一丁目12番11号
狭間小学校	三田市狭間が丘四丁目4番地
あかしあ台小学校	三田市あかしあ台二丁目6番地
弥生小学校	三田市弥生が丘二丁目20番地
つつじが丘小学校	三田市つつじが丘南三丁目829番地1
武庫小学校	三田市武庫が丘四丁目13番地
すずかけ台小学校	三田市すずかけ台二丁目45番地
三田小学校	三田市屋敷町2番20号
富士小学校	三田市富士が丘一丁目12番地
けやき台小学校	三田市けやき台三丁目77番地

ゆりのき台小学校	三田市ゆりのき台四丁目 2 4 番地
広野小学校	三田市上井沢 2 9 5 番地
松が丘小学校	三田市川除 5 3 5 番地
学園小学校	三田市学園七丁目 7 番地
高平小学校	三田市下里 1 7 2 番地